

明日香村建設工事等予定価格等算出要領

(目的)

第1条 この要領は、明日香村が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品等（以下「建設工事等」という。）において、予定価格及び最低制限価格の算出方法等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事等)

第2条 予定価格は、一般競争入札、指名競争入札及び明日香村契約規則第16条に規定する予定価格以上の随意契約により契約を締結しようとする建設工事等を対象とする。

2 最低制限価格は、一般競争入札及び指名競争入札により契約を締結しようとする建設工事のうち予定価格1,000万円未満のものとする。

(予定価格の算定方法)

第3条 予定価格は、当該建設工事等の予定価格算出の基礎となった設計額等（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を除く。）に110/100を乗じて得た額とする。

2 前項の規定による予定価格の算定方法が、当該建設工事等に適さないと認めるときは、村長は、契約実績、市場価格、同業他社等からの見積などを参考に定めるものとする。

(最低制限価格の算定方法)

第4条 最低制限価格は、当該建設工事の予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を除く。）の合計額（千円未満の端数は切捨てとする。以下「最低制限比較価格」という。）に110/100を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に9.2/10を乗じて得た額を越える場合にあつては、9.2/10を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とし、予定価格に7.5/10を乗じて得た額に満たない場合にあつては、7.5/10を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。

- (1) 直接工事費の97%の額
- (2) 共通仮設費の90%の額
- (3) 現場管理費の90%の額
- (4) 一般管理費の68%の額

(予定価格調書の作成)

第5条 副村長は、予定価格調書（別紙）を作成するものとする。ただし、副村長が不在のときは、村長が指名する職員が作成するものとする。

(予定価格等の公表)

第6条 予定価格及び最低制限価格は、明日香村建設工事等に係る事前公表要領に基づき行うものとする。

(その他)

第7条 この要領の実施に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成20年5月1日から施行する。
(明日香村建設工事最低制限基準金額設定基準の廃止)
- 2 明日香村建設工事最低制限基準金額設定基準（平成15年11月7日制定）は廃止する。
(明日香村建設工事等入札執行要綱の廃止)
- 3 明日香村建設工事等入札執行要綱（平成12年8月1日制定）は廃止する。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成 24 年 5 月 21 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 25 年 6 月 24 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、令和 2 年 5 月 25 日から施行する。

附 則
この要領は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

予 定 価 格 調 書

工 事 (業 務) 名	
工 事 (業 務) 番 号	令和 年度 第 号
工 事 (業 務) 場 所	明日香村大字 地内
設 計 金 額	金 円 (消費税込)
	金 円
予 定 価 格	金 円 (消費税込)
最 低 制 限 価 格	金 円 (消費税込)
最 低 制 限 比 較 価 格	金 円
低 入 札 価 格 調 査 基 準 価 格	金 円 (消費税込)
低 入 札 価 格 調 査 比 較 価 格	金 円
備 考	

上 記 の と お り 決 定 す る。

令和 年 月 日

副村長

印